

消費生活センター

必要以上に購入させる
『過量販売』にご注意ください

訪問販売や電話勧誘販売で、日常生活に必要な大量の商品やサービスの購入をせまわり、結果高額な契約をさせる『過量販売』に関する相談が増加しています。

例えば、一人暮らしの高齢者宅へ何度も訪問し、到底消費しきれない量の健康食品を購入させるものや、まとめて数年分の学習教材を購入させるもの、必要ないと思われるリフォーム工事を次々に契約させるものなどさまざまな相談が寄せられています。

アドバイス

訪問や電話勧誘による過量販売は法律によって規制され、契約の解除や申込みの撤回が認められています。

◆「日常生活で通常必要とされる分量を著しく超える販売」が過量販売ですが、どのぐらいの量が過量になるかは購入者の年齢や家族構成、契約した商品やサービスの性質などをふまえ個別に判断されます。健康食品を大量に購入した目的が「友人に配る」など購入者に特別な事情がある場合は規制の対象外となります。

◆過量販売の契約解除期間は、クーリ

ング・オフの「契約書面を受け取ってから8日間」に対し、「契約の締結の時から1年間」と規定されています。契約書面を受け取っていても1年が経過すると過量販売を理由にした契約の解除ができなくなるので、1年以内に事業者へ通知を行う必要があります。

◆複数の事業者が入れ替わりに次々と契約させた同種の商品やサービスも全て合わせて必要とされる分量を超えている場合、過量販売として契約の解除ができます。複数の事業者が連携して同じ消費者をターゲットにし、次々に契約させる悪質商法にも対処できるように規定されています。

◆1年を経過していても、事業者の販売方法に問題があった場合はさまざまな法律に基づいて契約を解除できる場合がありますので、消費生活センターへご相談ください。

太宰府市消費生活センター

毎週月～金曜日

午前9時30分～午後4時
(正午～午後1時までは昼休み)

※予約申込不要・無料
※電話での相談も受け付けています
(内線348まで)

場所 市役所2階消費生活相談室

弁護士による多重債務無料法律相談

毎月第3木曜日

午後1～4時(一人30分程度)
※予約申込が必要です。

(問い合わせ・相談予約申込先)

産業振興課 商工・農政係

(☎内線440)

地球にやさしいエコライフ(17)

問い合わせ 環境課(☎内線307)

打ち水で涼しい夏を体感しよう!

～打ち水は誰でも手軽に楽しくできる地球温暖化対策～

打ち水の目的

夏の暑さを和らげることに加えて、道の土埃をはずめたり、客を招く時に玄関先や道に水をまくことで心地よく迎えることができます。



打ち水に期待される効果

雨水や二次利用水など水の有効利用の促進、節水意識や水を大切にすることの啓発、地域で取り組むことで近隣コミュニティの再生など、さまざまな効果が期待されます。

打ち水のルール

①水道水は使わない!

雨水や二次利用水を使うようにしましょう。



②お金をかけない!

ペットボトルや手桶、柄杓、ポリバケツなどの身の回りにある物を用いて打ち水を行いましょう。

③涼しげな服装で実施する!

エコライフ・伝統文化の見直しという観点から、浴衣やワールビズなど涼しげな服装で実施しましょう。

④効果を測定する!

打ち水実施前と実施後に気温を測定し、その効果を検証しましょう。

「私の打ち水大作戦」写真募集

今年あなたが行った打ち水の写真をお送りください!

いただいた写真は、広報紙やホームページなどでご紹介いたします。



○提出方法:手紙、ファクス、メールに住所・氏名・連絡先を記入

○提出時必須事項:

- 1.作品タイトル
- 2.掲載時の名前(団体の場合は団体名) *ニックネーム可
- 3.作品のアピールポイント:撮影で工夫したことや「地球にやさしい」点、エコな点など(150文字以内)

○提出先:太宰府市 環境課

☎(921)1601 / ✉kankyou@city.dazaifu.lg.jp

毎年西鉄五条駅前で行っていましたが、「打ち水大作戦」は、新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、中止となりました。